

「原子力損害賠償説明会～財物(土地・建物・家財)の賠償を中心として」の開催報告

2013年6月16日午後、水戸市文京の茨城大学地域総合研究所で「原子力損害賠償説明会」(人文学部主催、茨城県弁護士会・福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト共催)が開催されました。福島県いわき市など県外を含め、つくば市、筑西市、鹿嶋市など遠方からも多くご参加いただき、当日の参加者はスタッフを含め計62名となりました。県弁護士会からも6名の弁護士が参加してくださいました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

福島第一原発事故にともなう損害賠償については、東京電力による宅地・建物・家財の賠償手続きが2013年3月末より開始されております。原発被災者にとって財物賠償は、生活再建の元手となるもので、財物賠償の行方によって、新しい家が建てられるかどうか、震災前の生活水準を維持できるかが決まると言ってもよいほど、重要な手続きであり大きな分岐点となるものです。

冒頭、伏見厚次郎人文学部長が開会のあいさつをし、会議がスタートした。これに続き、講師の藤川武揚先生(茨城県弁護士会)から、土地・建物・家財のそれぞれの賠償について、東京電力に直接請求した場合と、原子力ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)へ申請する場合とで、どのような違いがあるのか、原発被災者にとって有益な情報についての分かりやすい説明をいただきました。説明会参加者へのアンケート結果をみても、直接請求で苦勞されている方にとっては、ADR活用によって道が開ける可能性があることを実感された方が多いようでした。

説明会終了後は、茨城県弁護士会の6名の弁護士の方が、11組の個別相談に対応いただきました。参加された方とお話するなかで、被災者の方にとっては、賠償手続き自体が大きなご負担となっていること、あらためて実感しました。

原発被災者にとって損害賠償説明会のニーズが高いことがわかりましたので、茨城大学人文学部としても引き続き震災支援活動を継続していきます。会議は、ふうあいねっと副代表で、福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト茨城拠点・拠点長でもある茨城大学人文学部地域連携委員会の原口弥生准教授の多大な尽力により実現した。